

国連レバノン暫定軍 (UNIFIL) の歴史的な分析

—その初期の活動状況と現在のレバノン情勢の関係について—

A Historical Analysis on UNIFIL:

Relation between Its Initial Activities and the Current Situation in Lebanon

石塚 勝美

Katsumi Ishizuka

概要

この論文は、1978年以來南レバノンに駐留してきた国連レバノン暫定軍 (United Nations Interim Force in Lebanon: UNIFIL) の設立初期の活動状況について論じている。UNIFIL は、その活動の基準となった国連安全保障理事会決議 425 に記された3つのマンドートを遂行することはできなかった。それは、国連PKOを行うために本来備わっているべき諸条件が満たされていなかったからである。イスラエルは、その後も4度にわたり UNIFIL を無視した形で、PLO やヒズボラ等、南レバノン駐留の武装勢力に軍事侵攻を行っている。UNIFIL 初期の活動状況の未熟さがそれ以降のイスラエルの横暴振りを許している結果になってしまっていると考えられる。UNIFIL の事例をとっても、今後の国連PKO は、さらに強健なものになっていくべきであろう。

キーワード：UNIFIL、安全保障理事会決議 425、イスラエル、PLO、強健な PKO

Abstracts

This paper will deal with the initial stage of the United Nations Interim Force in Lebanon (UNIFIL). UNIFIL could not implement its three mandates adopted in UN Security Council Resolution 425 (1978). It is mainly because some intrinsic conditions in conducting peacekeeping operations were not met in South Lebanon. Afterwards, Israel conducted military campaigns against PLO and Hezbollah in South Lebanon four times, bypassing UNIFIL. Such Israel's behaviors are due to the immature activities by UNIFIL on the early stage. The case of UNIFIL encourages more robust peacekeeping in the future.

Keywords: UNIFIL, UN Security Council Resolution 425, Israel, PLO, robust peacekeeping

目次

1. 導入
2. UNIFIL 設立の背景
3. UNIFIL 初期のタスク
4. 設立初期における UNIFIL の活動状況
5. 設立初期における UNIFIL の活動条件の問題
6. 1982 年以降のレバノン情勢と UNIFIL の対応
7. 結論：UNIFIL 初期の活動状況と現在のレバノン情勢の関係と今後のあり方

1. 導入

2006年7月13日、中東においてイスラエル軍は、レバノン南部に大規模な空爆を行い、更にその後地上軍を投入した。現代史における中東地域の紛争は、イスラエルとアラブ諸国における4回にわたる中東戦争やイラン・イラク戦争等、多岐にわたっており、このイスラエルの南レバノンへの大規模な侵攻も1978年から合計5度行われている。国際連合もまたこの中東地域の紛争に深い関心を示してきた。この事は、この地域における国連の平和維持活動（PKO）への深い関わりを見ても明らかである。事実、国連PKOの中でも最初に設立された平和維持軍（PKF）は、1956年の第2次中東戦争におけるエジプトと英・仏・イスラエルとの間で行われていた戦闘が休止された状態の中で、両陣営を引き離し、停戦監視をするという「第1次国連緊急隊」（First UN Emergency Force: UNEF I, 1956-1967）であった。そして、今回のイスラエル軍と南レバノンに駐留する武装グループとの停戦や撤退の監視には、1978年より「国連南レバノン暫定軍」（UN Interim Force in Lebanon: UNIFIL, 1978- 現在、以下 UNIFIL とする）がその任務にあっている。つまり今回のイスラエル軍における南レバノンへの空爆や侵攻を考えるにあたり、この UNIFIL の位置づけを再確認する必要がある。

よってこの論文は UNIFIL について取り扱う。UNIFIL は、国連 PKO の中でも設立以来 28 年間、現在に至るまでその活動が継続されているという特異な PKO である。その 28 年間の UNIFIL の活動状況を論じていくにあたり、いつの時代に焦点を当てていくべきかは重要な議論になる。そのなかでもこの論文は設立初期、すなわち 1978 年から 1982 年の UNIFIL の活動状況に焦点を当てる。まず UNIFIL が設立された背景を論じ、次に UNIFIL のマンデート、そして初期におけるその活動内容に焦点を当て、その活動に影響を与える政治上そして外交上の要素についても論じていく。この論文では、UNIFIL はその設立初期には、マンデートをほとんど遂行することができなかったことを示している。その原因は何であったのか。この論文は、この疑問に対して限られた関連論文・

書籍、および国連からの公文書を通して答えていきたい。

またこの論文の終わりの部分には、1982年以降のレバノン情勢とUNIFILの対応を簡潔に記述する。そして結論では、UNIFIL初期の活動状況と現在のレバノン情勢の関係について論じていく。またUNIFILのケースは、国連PKOの活動においてどのような教訓を与えたのであろうか。そして中東問題のような国際紛争において、最も解決困難な問題に対して国連PKOがどのような役割を果たすべきか。このような疑問に答え、この論文の結論としたい。

2. UNIFIL 設立の背景

かつては「中東のスイス」と称されたレバノンは、国内の各宗教によって結成された武装集団間の紛争、そして長年にわたって繰り広げられたアラブ国家とイスラエル間の中東戦争での戦場舞台等で大きな苦境に陥っていた。実際に、1990年代の前半にレバノン国内に駐留する武装勢力は、イスラエル軍のほかにも、アマル（Amal）、ヒズボラ（Hezbollah）、ドルーズ派（Druz）、南レバノン軍（South Lebanon Army）、シリア軍、イスラエル軍、イラン革命軍（Iranian Revolutionary Force）、パレスチナ解放機構（PLO）、等が駐留しており、それぞれがその政治的、軍事的政策の下に互いに牽制しあい、時には紛争を起こすという状況であった。これはスコグモ（Skogmo. B）の言葉を借りれば「レバノンは、他人の戦争の最たる犠牲者」¹であった。

1960年代から1970年代には、レバノン政府はすでに自国内の全ての武装勢力をコントロールする能力を失っていた。その当時とりわけ大きな勢力を有していたのはPLO、キリスト教民兵、そしてシリア軍であった。PLOは、それまでヨルダンに拠点を置き、そこよりイスラエル領土に攻撃を仕掛けていたが、その後ヨルダンのフセイン王の決断によりPLOはヨルダンから追放され、レバノン南東部にあるArqoubという地域に新たに軍事基地を設立した。しかしPLOとイスラエルとの敵対状況の結果、このArqoubにこれまで住んでいたイスラム・シーア派住民はベイルート等への移住を余儀なくされた。それでも多くのイスラム系レバノン人は、PLOのイスラエルに対する抗争を支持していたものの、レバノン内のキリスト教・マロン派教徒（Moronite）は、パレスチナ人はレバノン国内においては結合力の問題、そして国外においては安全保障上の問題においての脅威となりうるとして、そのレバノン内における駐留に反対した。その結果、マロン派を中心とするレバノン陸軍とPLOとの間で1969年5月から10月まで交戦状態が続いた。そして1969年11月に結ばれたカイロ合意において、レバノン政府は、自国内でのPLOの武装化を合法化し、PLOに譲歩した形となった。その見返りとしてPLOは、レバノン内の内政には干渉しないという事に合意した。しかしレバノン政府の大きな懸念材料とし

て、PLOは隣国シリアから多額の財政、及び軍事援助を受けていたことがあげられる。²

シリア軍もまた1975年、当時イスラエルから支持を受けていたキリスト教徒武装集団とPLOから支持を受けたLebanese National Movement (LNM) というイスラム系左翼グループとの間で起きたいわゆる「レバノン内乱」を鎮圧するため、レバノンに軍事介入を行った。よってシリア軍のレバノン領土内での駐留に関する正当性も認められた。³ さらにキリスト教武装集団もまたその当時公認のレバノン政府軍としてその任務が公認されていた。

要約すると1970年代のレバノンでは「イスラエル対PLO」そして「キリスト教武装集団対イスラム教武装集団」という2つの大きな対立を抱え、その事がレバノンの政情を不安定化させる要因となった。そしてレバノンにおける3大武装集団であるPLO、シリア軍、キリスト教武装集団においては、それぞれレバノン内の駐留が正当化されており、この事が後に活動する国連PKOであるUNIFILのマンデート遂行に際して多大な困難を要したと言える。

そのような武装集団の中でも、とりわけPLOの活動は南レバノンにおいてはその勢力を強め、そこから1949年に合意された休戦境界線 (Armistice Demarcation Lines) を越して、イスラエル北部の町において敵対行為を頻繁に続けた。PLOによるカチューシャ・ロケット弾がイスラエルとの国境付近に頻繁に投下された。このような攻撃は国境付近のイスラエルの住民の生活を著しく困難にせしめた。特にそのようなロケット弾の攻撃を受けている間、彼らは何時間も地下シェルターでの避難を強いられた。⁴ それゆえイスラエル軍のPLOへの攻撃は、大体においてPLOへの報復措置であった。しかしその報復攻撃は、迅速かつ大規模なものであった。

1978年3月11日、イスラエルの都市テルアビブ近郊で運行されているバスにPLO部隊が砲撃した。その後、イスラエル軍兵士とPLOゲリラ兵士との間で銃撃戦が勃発し、双方合わせて37名が死亡し76名が負傷した。この一連の事件がUNIFIL設立の直接の契機となった。イスラエル軍は、報復措置として3月14-15日にかけてレバノンに侵攻し、その後数日間のうちにPLOの軍事基地であるタイヤ (Tyre) とその周辺の都市以外の南レバノン全域を占領した。(これはOperation Litaniと呼ばれている。)

アメリカの大統領ジミー・カーター (Jimmy Carter) は、このイスラエルの南レバノン侵略にとりわけ関心を示し、当時エジプトとイスラエル間で進行中であった和平交渉に影響を与えかねないと懸念した。そしてアメリカ国連大使であったアンドリュー・ヤング (Andrew Young) がUNIFILを設立すべく国連安全保障理事会の決議書を起案し、それが安保理決議425として採択された。その決議425におけるUNIFILのマンデートは次の3つであった。

- 1) イスラエル軍の南レバノンからの撤退を監視する
- 2) 南レバノンの安全保障を回復させる
- 3) レバノン政府の南レバノンにおける実効力のある権威の回復を援助する

この決議 425 の安保理理事国における採決に際して、アメリカを始め 12 カ国は賛成票を投じたが、ソ連とチェコスロバキアは棄権に回り、中国は不参加であった。安保理において、とりわけソ連の代表トロヤノフスキー（Troyanovsky）は今回のイスラエルの侵攻を南レバノンの占領、そしてパレスチナ人の抵抗運動の破壊と位置づけ厳しく非難した。よって彼は、UNIFIL にかかるすべての費用はイスラエル一国が負担すべきと主張し、それを契機に 1986 年までソ連とワルシャワ条約機構加盟国は、UNIFIL にかかる費用の負担を拒絶した。⁵ 実際に 1978 年当時、ソ連はアメリカ主導で行われていたイスラエル・エジプト間の和平交渉に懐疑的であり、よって同じくアメリカ主導で行われようとする、新たな中東での平和オペレーションである UNIFIL に公に賛同することはできなかった。一方中国は、国家における民族自決および内政不干渉の原則を支持していたゆえ、UNIFIL のみならず、国連 PKO 全般に距離を置いていたと言える。このように UNIFIL は、ソ連と中国からの全面的な賛同を得られないながらもそのオペレーションをスタートすることとなった。

3. UNIFIL 初期のタスク

1978 年 3 月 20 日、ガーナのエルスキン陸軍大将（General Emmanuel Erskine）は、UNIFIL の最高司令官に任命され、UNIFIL の本部をナクーラ（Naqoura）に定めた。UNIFIL 調整官であるシラスヴォ大将（General Ensio Siilasvuo）は、イスラエル政府に対して、イスラエルが延滞なくレバノンから撤退することを確約する協定を結ぶべく交渉を開始した。またエルスキンと国連事務次官代行であったジェームス・ジョナ（James Jonah）は、PLO のアラファト（Yasser Arafat）議長と会合し、UNIFIL のオペレーションの概略を説明し、彼に UNIFIL への協力を求めた。このようなエルスキンやシラスヴォの「シャトル外交」は、南レバノンにおける平和創造プロセスの枠組みを作成する上で重要は役割を果たした。

UNIFIL の人員規模に関しては当初 4,000 人が妥当であると考えられていたが、1978 年 4 月に国連のワルトハイム事務総長が現地に視察し、その後エルスキンと検討した結果、同年 5 月に採択された国連安保理決議 427 では、その予定規模が 6,000 人に増員された。その結果 1978 年 6 月中旬には世界各国から約 6,100 名の部隊が UNIFIL に配置された。その UNIFIL の貢献国の内訳は、歩兵部隊としてノルウェー 723 人、フランス

703人、ナイジェリア669人、アイルランド665人、ネパール642人、セネガル634人、イラン514人、フィジー500人、後方部隊としてフランス541人、ノルウェー207人、カナダ102人であった。⁶ 一般的に、安保理常任理事国は、PKOへの部隊派遣は行わないのが原則であったが、フランスはレバノンの植民地時代における宗主国であったため、フランスは例外的にUNIFILへ部隊を派遣した。また同じ中東のPKOであった国連休戦監視機構（UN Truce Supervision Organization: UNTSO, 1948-現在）より42名の軍事監視団が、UNIFIL任務を援助するため、1978年4月1日よりレバノン監視グループ（Observer Group Lebanon: OGL）としてUNIFILの指揮の下に結成された。

UNIFILの任務は、概ね3段階から構成された。まずイスラエル軍の撤退を監視すること、次に南レバノンを平穏な情勢へ回復させる、そして最終段階として、その地域全体をレバノン政府の管理下に戻させることであった。⁷ このような責務に対して、様々な任務がUNIFILに要求された。まず、オペレーション全領域を通して、道路ブロックやチェックポイントを主要道路に設け、車両、人、軍備品等がチェックされた。次に、主な潜ルートに監視ポストを設立し、各武装勢力の他の勢力地域への潜入を未然に防いだ。また、徒歩あるいは車両によるパトロールを、主要幹線道路や村々に至るまで行い、UNIFILのプレゼンスを最大限に発揮した。さらに、夜間に不定期に傾聴ポストを設置し、非公認の武装グループ等を発見した。⁸ 国連のワルトハイム事務総長からの報告書によると、このような任務を効果的に遂行するために、次のような条件が満たされるべきであると指摘されている。

- a) UNIFILは、国連安全保障理事会から十分な信頼や支持を、何時でも得ていなければならない。
- b) UNIFILは、関係政府及び各派武装勢力から十分な協力を得て任務を遂行しなければならない。
- c) UNIFILは、社会に調和し、実効力のある軍事部隊でなければならない。⁹

4. 設立初期におけるUNIFILの活動状況

設立初期、すなわち1978年から1982年にかけてのUNIFILは、そのマンデートを遂行したとは決して言い難い。ここでは前述した国連安保理決議425に定められたUNIFILの3つのマンデートを、その設立初期の遂行状況と照らし合わせて論じてみる。

1) イスラエル軍の南レバノンからの撤退を監視する

このマンデートの遂行は、UNIFILの活動状況に直接的に大きな影響を与える。という

のは、イスラエルが撤退する領域と UNIFIL が活動する領域は密接に関与しているからである。言い換えれば、このマンデートは、UNIFIL にとって緩衝地帯を形成する上でとても重要ということである。

イスラエル軍の南レバノンからの撤退は、3段階で行われる計画であった。第1段階のイスラエル軍の撤退は、1978年4月11日に完了し、その結果南レバノンの北東地域と東部の一部の地域の統治権が、UNIFIL に移譲された。4月13日、第2段階としてイスラエル軍は、リタニ川（The Litani River）の南東部から撤退した。しかし、1978年6月13日、イスラエル軍は撤退の最終段階として南レバノンの残りの全地域から撤退する際に、別名「実質軍（De Facto Force: DFF、以下 DFF とする。）」と呼ばれるキリスト教武装勢力の指揮官であるサード・ハダド少佐（Major Saad Haddad）にその統治権を移譲した。その結果、DDF が支配した領域は、UNIFIL の活動領域の実に 30% を占めることとなった。イスラエルは、1978年3月の南レバノンへの侵攻の目的は、PLO との直接衝突を避けるためにレバノンとの国境から 10km 先に「安全地帯（security zone）」を形成することであった。その意味においてイスラエルはその地域から撤退しながらも、DFF という、いわばイスラエルに従属する民兵集団が支配することになり、その目的を達したといえる。この「安全地帯」を形成するというイスラエル側の政策は、後に UNIFIL がこのマンデートを遂行する上で大きな障害となった。

2) 南レバノンの安全保障を回復させる

UNIFIL は、南レバノンに設立されて以来、PLO・イスラエル双方からも十分な合意を得ていない。よって UNIFIL は、設立以来数多くのオペレーション上の困難に直面した。とりわけ設立初期の時代においては、DFF からの脅迫行為が特に深刻であった。1979年1月の国連のワルトハイム事務総長からの報告書によると、その当時 DFF が関与した治安上の事故は連日のように発生していた。UNIFIL の軍事施設の中でもとりわけ中東部地域においては、至近距離からの迫撃砲を含む様々な攻撃を受けた。DFF は自分たちを支持しない一般市民も標的にし、更なる攻撃を加えた。その結果多くの市民は、より安全な場所へ避難をせざるを得なくなった。¹⁰ 一方、アラブ・パレスチナ側の武装集団（armed elements）に関しては、特にパレスチナゲリラによる UNIFIL の活動地域への潜入の企てが継続的に行われた。例えば、国連からの報告書によると、1979年6月9日から12月10までの6ヶ月間の間に、785人の武装民兵を含む、計110回の潜入行為が記録されている。¹¹

一方、UNIFIL の武装集団に対する潜入防止策は、時として深刻な事件に発展した。例えば1979年8月14日、ナイジェリア部隊が、ある武装集団の UNIFIL 活動地域への潜入を阻止したすぐ後に、同じくナイジェリアの別のパトロール部隊が、身元無確認の武装

集団から奇襲攻撃を受けた。10日後の8月24日には、2台のフィジー部隊のパトロール車両が、武装集団から奇襲攻撃を受け、その結果2人のフィジー兵士が死亡し、別の2人が負傷した。さらに、同年10月2日には、セネガル兵士一人がチェックポイントでの任務の際に銃撃され負傷した。すなわち1979年の数ヶ月以内で、かなりの頻度でUNIFILの兵士が武装集団から攻撃や威嚇行為を受けていたのである。¹²

さらにUNIFIL活動地域において、飛び領土を支配しているDFFと、タイヤ渓谷(the Tire Pocket)やリタニ川北岸に駐留する武装集団との間での銃撃戦が頻繁に行われていた。その銃撃戦において、イスラエル軍兵士がDFFに加わっていたことも珍しくなかった。中には、そのような砲撃弾がUNIFIL駐屯地のわずか数メートル内のところに落ちることもあり、そのような状況は、UNIFILの現場の兵士のみならず、その貢献国政府、そして国連事務総長を代表とする国連本部にとって深刻な懸念材料であった。¹³

このような交戦状況の中で、最も深刻であった事件の一つに、「マスガブアム(Masgav Am)」事件がある。これは、1980年4月6日から7日にかけて、5人のパレスチナ人テロリストグループがイスラエルとの国境を越え、イスラエルのキブツであるマスガブアムに侵入し、多くの女性や子供を含むイスラエル市民を殺害した事件である。

南レバノンの緊迫した情勢は、UNIFIL兵士にも相当な数の犠牲をもたらした。1982年6月における国連のデクレアル事務総長からの報告によると、1978年のUNIFIL設立以来、75名のUNIFILの兵士が死亡した。その内訳は34名が銃撃や爆撃、あるいは地雷爆破により、31名が不慮の事故により、10名が自然死によるものであった。そして115名が負傷したという報告書も出されている。¹⁴

よって、UNIFILが南レバノンの安全保障の向上に多大に貢献したとは言い難い。確かにこの時期の国連事務総長の報告書にも書いてあるように、「UNIFILの貢献がなければ、このような敵対行為は、すでに過度な緊張を強いられているレバノンにおいて、新たな危険分子を生み出していた」¹⁵かもしれない。しかし、これまで記述したようなイスラエル、PLO、その他の武装集団を巻き込んだ交戦状態、そしてそれによる一般市民や、UNIFIL兵士を含む多数の犠牲者を考慮すれば、この「南レバノンの安全保障を回復させる」というマンデートの遂行を前向きに評価するのは難しいと言える。

3) レバノン政府の南レバノンにおける実効力のある権威の回復を援助する

このマンデートは、上記に挙げた2つのマンデートと比較して、とりわけ遂行困難なものと考えられる。というのは、レバノン政府は1960年代以来、その国家全土にわたりその主権を行使することができなかつたからである。

このマンデートを遂行する最初の試みは、UNIFILの駐留地域にレバノン政府から派遣された文民の行政局を配置することであった。その結果、1978年6月から7月にかけて

タイヤ地域に行政官を配置させ、さらにその地域の 5 箇所それぞれ 100 名の憲兵を駐在させた。それら憲兵は次第に常勤の警察機能を果たすようになった。¹⁶

次の試みは、アメリカからの提案として、レバノン政府軍の南部への駐留であった。イスラエルはこの件に関して干渉はしないという当時の外相ワイツマン（Weizman）からの確約にもかかわらず、このレバノン政府軍の歩兵部隊は 1978 年 7 月 31 日、UNIFIL 駐留地域の北西部に位置するカウカバ（Kawkaba）という町を進軍中、ハダド率いる DFF から砲撃を受け、更なる進軍を阻止された。¹⁷

しかし 1979 年 1 月 19 日、国連安全保障理事会決議 444 が採択され、南レバノンにおけるレバノン政府の権威の回復を促進する実行案が採択された。この実行案は、先述した、1) 南レバノンにおけるレバノン人民行政官配置の増加、2) UNIFIL 駐留地域内におけるレバノン政府軍歩兵部隊の導入、のほかに、3) 南レバノンにおける停戦状況の強化、4) 飛び領地における UNIFIL の更なる駐留の増加、という 4 つの段階からなっていた。¹⁸ その結果、DFF からの激しい敵対行為にもかかわらず、1979 年 4 月兵力 500 のレバノン政府軍歩兵部隊は UNIFIL 駐留地域に配置され、その 2 年後の 1981 年 6 月には 2 隊目の歩兵部隊が配置され、総兵力 1,350 になった。

しかし、これらの歩兵部隊の配置が、PLO、DFF、シリア軍など、当時レバノンに駐留していた外部からの武装勢力に強い影響力を与えたとは言えず、よってレバノン政府が南レバノンにおける政治的権威を回復させたとは言い難い。実際に、PKO 研究の権威であったイギリスのアラン・ジェイムス（Alan James）教授も「結局、この当時のレバノン政府軍の南レバノンの配置は、形だけのジェスチャー、あるいはレバノン政府からの単なる象徴に過ぎなかった」と述べている。¹⁹

要約すると、設立初期の UNIFIL は、安保理決議 425 のマンデートに要求した任務を遂行していたとは言い難い。実際に、1978 年から 1979 年にかけての国連事務総長からの UNIFIL に関する報告書には「現在の UNIFIL の状況は、受け入れられるものではない」とか「UNIFIL の活動における進歩はほとんど見られない」といった否定的な記述が多く、これと同様の内容の文面が、その後の報告書にも繰り返し記述されている事も強調したい。

5. 設立初期における UNIFIL の活動条件の問題

このように UNIFIL は、その設立初期の段階においてマンデートを遂行させることは、非常に困難であった。ではそのマンデートの遂行を妨げた要因は何か。この疑問に答えるためには、先述した国連事務総長からの報告書における任務を効果的に遂行するための 3 つの条件が満たされていたかを論議すべきである。

a) 条件1・UNIFILは、国連安全保障理事会から十分な信頼や支持を、何時でも得ていなければならない。

先述したように、まず安保理決議425の採択において、ソ連と中国はそれぞれ、棄権と不参加であり、UNIFILの設立には前向きな理解を示さなかったことを念頭に置く必要がある。

アメリカは、イスラエルの南レバノンからの撤退の監視を任務とするUNIFILそれ自身を提唱した国ではあったが、その影響力を行使するには政治的に難しい状況であった。すなわち、一方ではアメリカはUNIFILのマンデートを遂行の阻害を企てるイスラエルの行為を抑制することができる唯一の国家であると同時に、他方では同国は安全保障理事会においては、イスラエルの国益を保護することを半ば義務付けられている国家でもあった。実際に、当時のアメリカの国連代表は、安保理におけるイスラエルに対するいかなる非難も賛同せず、UNIFILに関する安保理決議に対する拒否権は、UNIFILの立場を著しく苦境に追い込むであろうと公言している。²⁰ UNIFIL設立当時のアメリカのカーター政権が、UNIFILに対して高いモチベーションを持ち合わせていたについては、前国連事務次長のブライアン・アークハート（Brian Urquhart）によって懐疑的な意見が述べられている。

1978年にUNIFILが設立された時、どうしてアメリカにUNIFILに対する熱狂的なものが芽生えることができようか。なぜならばその当時は、アメリカはキャンプ・デービッド交渉の真最中にあっただからだ。よってその当時南レバノンにおけるイスラエルの行動に対して無作為のままであれば、このキャンプ・デービッド交渉が頓挫すると懸念されたのだ。よって、当時の国連大使のアンディー・ヤング（Andy Young）が安保理決議425を推し進め、UNIFILが設立されたのだ。²¹

さらにカーター大統領は、自叙伝の中で1978年9月のキャンプ・デービッドサミットの最中にエジプトのサダト大統領から、アメリカはレバノンの状況に対して多くの時間を割く意思はあるのかと聞かれたと述べている。その際にカーターは、現在のレバノンの危機的状況に対しては、アメリカの直接的な国益が見出せない以上、この継続するレバノンの悲劇を永久的に解決すべく具体的な努力を模索しない、と返答したことをその自叙伝の中で認めている。²² アラブ諸国側も同様に考え、レバノン情勢の問題よりもキャンプ・デービッド和平交渉やイラン・イラク戦争により大きな関心を寄せていた。要約すれば、南レバノンはその当時、国際政治の舞台においては、あまり重要でない問題であったと言える。

さらにUNIFILと同様に1970年代に設立された国連PKOである第2次国連緊急隊

（Second UN Emergency Force: UNEF II, 1973-79）と比較すると、米ソのような超大国の外交レベルにおける、双方の紛争への対応が全く異なっていた事は特筆すべきである。たとえば UNEF II に関しては、その設立後においても、アメリカ国務長官ヘンリー・キッシンジャー（Henry Kissinger）による、イスラエル・エジプト間のいわゆる「シャトル外交」により、関係諸国あるいは武装集団からの高いレベルでの協力と効果的なオペレーションの遂行が可能になった。実際に UNEF II に関連するイスラエル・エジプト間における和平プロセスとして、以下のことが行われた。

1973年	中東問題に関するジュネーブ会議
1974年	エジプト・イスラエル間兵力引き離し協定
1975年	第2次シナイ協定
1978年	キャンプ・デービッド協定
1979年	イスラエル・エジプト和平条約

キッシンジャーのシャトル外交は、ゴラン高原におけるイスラエル・シリア両軍の兵力引き離しを目的として設立された、国連兵力引き離し監視隊（UN Disengagement Observer Force: UNDOF, 1974- 現在）の設立にも大きく貢献した。そのような高い外交的・政治的レベルでの努力が、国連 PKO のオペレーションにも直接影響を与えたのであった。しかしながら、そのような外交的・政治的的努力が南レバノンの問題では見られることはなかった。つまり、UNIFIL のオペレーションの効率・効果上の問題は、政治的要素に起因していたと言える。

b) 条件 2・UNIFIL は、関係政府及び各派武装勢力から十分な協力を得て任務を遂行しなければならない。

この条件は、PKO を適切に機能させる上で最も根本的なものである。各政府や武装勢力から十分な協力を得るためには、国連は彼らにその PKO の目的や双方にとっての利益を理解させたうえで、それらから PKO 設立の合意を得なければならない。その見返りとして、国連 PKO は、その設立後においては各武装勢力の間で中立な政策をとらなければならない。さらに PKO の設立は、その活動地域において敵対状況が緩和され、停戦合意がなされるまで待たなければならない。しかし UNIFIL に関しては、南レバノンにおいてそのようなプロセスがとられることはなかった。よって、当時南レバノンの政情をすでに理解していた者は、その地に国連 PKO を設立することに深い警戒感を抱いていた。たとえば当期中東における PKO の調整官を務めていたシラスヴォ大將は、UNIFIL 設立の考えに強く反対し、ニューヨークの国連本部に自ら赴き、その考えを改めるよう強く訴え

たという。²³

同様に、非同盟国の中にも、UNIFIL（国連レバノン暫定軍）がその名称のような「暫定」的な駐留ではなくなるのではないかと懸念する国も現れた。²⁴ 国連事務局でさえも当時の南レバノンの不穏な状況に鑑み、その設立の考えに決して前向きではなかった。²⁵ つまり、UNIFIL はアメリカの強いプレッシャーによって、やむを得ず設立されたのである。

UNIFIL におけるマンデートの不明瞭さも、各武装勢力からの協力の欠如の一因である。国連安保理決議 425 は、妥協と即興の産物であり、よってそのマンデートの内容も具体性に欠ける。その結果、関連各派は、UNIFIL の任務に対して異なった認識を持っていた。たとえばイスラエルは、UNIFIL が PLO の拠点であるタイヤやカスミヤ橋を含んだりタニ川南岸の全域を支配することを望んでいた。PLO は、タイヤやカスミヤ橋はイスラエルが占領した地域ではないゆえ、その地域への UNIFIL の駐留には反対であった。レバノン政府は、実質 UNIFIL に白紙委任をしていた。²⁶ 1969 年のカイロ協定により、PLO のレバノンにおける駐留が合法化されたために、一般的に UNIFIL はどちらかといえば「PLO 寄り」であると考えられたが、その PLO でさえ南レバノンにおける UNIFIL の駐留には反対であった。そうすることにより PLO のイスラエルへの威嚇攻撃が間違いなく阻止されるであろうと考えたからである。よって、南レバノンにおいては停戦合意の締結も望まれていなかったと言える。

UNIFIL の中立性に関しては、安保理決議 425 に照らし合わせれば、当然ながら UNIFIL は中立的に任務に当たっていたはずであるが、イスラエル側は UNIFIL は過度の「PLO びいき」であったと主張している。たとえば UNIFIL は、PLO の UNIFIL 駐留地域での非軍事物資の供給を許可したり、チェックポイント等で一度没収した武器でも一定の期間を過ぎると PLO に返却したりする事を、イスラエル側は決して快く思っていなかった。またイスラエルは、UNIFIL が PLO の UNIFIL 駐留地域やイスラエルへの潜入行為を阻止する任務を、効果的でないと非難し、さらに UNIFIL は時折 PLO と協力体制にあるとさえ主張していた。国連高官もまたパレスチナ武装勢力が UNIFIL 活動地域に潜入し続け、それが原因で 1978 年から 1982 年にかけて UNIFIL 活動地域における PLO 側の要地が徐々に増大していたことを認めた。²⁷

さらにイスラエルの国連大使であるブラム（Blum）もまた、国連安全保障理事会は中東問題に関しては、ヨルダン川西岸やガザ地区のイスラエルの政策を非難するヨルダンや他のアラブ国家からの要請で審議を受け入れても、イスラエルに対するアラブ側からのテロリスト攻撃は安保理の議題にあげたことがないと指摘をしてきた。それにもかかわらず、UNIFIL 兵士の武装勢力からの敵対行為による犠牲者の数においては、DFP からより PLO からの攻撃によるもののほうが多いというデータも公表されている。²⁸

要約すると、UNIFILには、国際社会や関係政府、さらには核武装集団からの協力体制が確立されておらず、それゆえ UNIFIL はその後も慢性的な苦境に立たされたと言える。しかしこのようなことは、設立当初からある程度は予想されていたことであった。

c) 条件3・UNIFILは、社会に調和し、実効力のある軍事部隊でなければならない。

この条件を考慮する上で、まず UNIFIL 本部のナクーラの位置関係について論議すべきである。なぜならナクーラは UNIFIL 駐留地域においては、まさに飛び地のところに位置しており、よって各部隊への連絡にも困難が生じたからである。UNIFIL に駐留した各国からの将校たちは、ナクーラの UNIFIL 本部が手の届かないところにあり、本部のスタッフたちは各部隊のフィールドでの状況に積極的に対応できていないと主張している。²⁹ また本部から各部隊への道のりも決して安全とは言えなかった。

オペレーション装備に関しても、UNIFIL 設立当初は各部隊が到着した時点では、大きな問題を抱えていた。ある部隊は輸送装備に問題があり、また別の部隊は通信機器に問題が生じていた。UNIFIL 全体における即興主義的政策は、国連の財政面の問題も起因するが、この問題はオペレーション装備の面でも顕著に見られた。たとえば UNIFIL の活動において使用された車両は、各国の部隊からそのまま運ばれたために、53 種類もの異なった車種が UNIFIL のオペレーションエリアで使用されることになった。そのために UNIFIL の整備部隊は、その全ての車種を整備すべく技能を要求され、それぞれの代用パーツも用意しなければならなかった。³⁰

また UNIFIL の歩兵部隊レベルにおける構造上の問題も指摘された。まず第1に、UNIFIL に部隊を出す派遣団の多くは、6ヶ月のローテーション制度を採用している。しかしこの6ヶ月というローテーションの期間は、十分な長さとは言えず、よってこのローテーションごとに、それまで築き上げてきた UNIFIL 兵士と地域の市民や武装グループとの信頼関係が失ってしまうこともあった。

第2の問題として、各国 UNIFIL 派遣団が派遣されるまでに至る過程や背景の差があげられる。これらの差異というのは、派遣されるまでに至る軍事トレーニングのみならず、各歩兵部隊が UNIFIL というミッションをどのように解釈し、どのような活動を行うよう指示を受けているかという事柄における差異も含まれている。たとえば一般的にフランスとフィジーからの部隊は厳格に規律を守り、セネガル隊は PLO に寛大であり、ネパール隊は DFF に親密な傾向にあり、オペレーションにおける任務姿勢の一貫性の欠如が見られた。³¹

第3の問題として、インテリジェンス機能があげられる。イスラエルの高官はしばしば、UNIFIL における適切なインテリジェンスサービスの欠如を指摘しており、その事が UNIFIL が地域の安全保障を維持する上での主な弱点の一つであると述べている。³²

6. 1982年以降のレバノン情勢と UNIFIL の対応

イスラエルは、1978年にレバノンに侵攻し、UNIFILを受け入れた後も、レバノン領地内に駐留する武装勢力に対して大きな軍事行動を起こしている。まず、1982年6月イスラエル陸軍は、レバノンの東ベイルートにあるPLOの軍事拠点を攻撃するために、レバノンとの国境を越え、大規模な軍事侵攻を行っている。(これは Operation Peace for Galilee と呼ばれている。) これは PLO の要地を破壊し、そこに安全地帯を築き、PLO のイスラエル北部へ放つロケット弾を阻止することが目的であった。UNIFIL は、このイスラエルの侵攻に対して全くの無力であった。たとえば PLO の拠点であるタイヤにつながる幹線道路においてオランダ部隊が、イスラエル軍の戦車の進行を阻止すべく障害を作ったが、これらはイスラエル軍によって簡単に撃破された。ネパール部隊もカルダラ橋 (Khardala bridge) で同様な試みをしたが失敗に終わった。結局、自己防衛のみの軽武装でしかない UNIFIL 兵士は、イスラエル軍の戦車を阻止することができず、UNIFIL の要地はイスラエル軍の通過を許す結果となった。³³

1984年 DFF のハダド将軍が死去し、DFF に代わり南レバノン軍 (South Lebanon Army: SLA、以下 SLA とする) がイスラエルの傀儡として南レバノンの安全地帯をイスラエル軍と共に支配し始めた。そして UNIFIL は、その安全地帯においてはイスラエル軍および SLA を実質上、占領軍として受け入れざるを得ない状況になった。そこでは UNIFIL のチェックポイントにおいて、SLA の戦車は、それを止めようとする UNIFIL 兵士を押しつけ、強引に突破を図ることも珍しくなかった。「安全地帯」では UNIFIL の空輸における活動はすべてイスラエル軍から事前に承認を得なければならなかった。³⁴ 1985年2月27日、国連のデクレアル事務総長は UNIFIL の報告書の中で、UNIFIL が「安全地帯」において抱えるジレンマについて明確に述べている。そのジレンマとは、UNIFIL は「安全地帯」において占領軍であるイスラエル軍や SLA に対するレバノン人の抵抗行為を妨げる権利もなければ、イスラエル軍によるレバノン人への報復措置を阻止することを認めるマンデートもなかったということである。³⁵

イスラエルの南レバノンの占領が恒久化しつつあるにつれて、その占領地は、それに反感を抱くレバノン人武装グループによる攻撃の標的となった。その新たな武装集団は、アマル (Amal)、ヒズボラ (Hizbullah)、ほかパレスチナ人グループであった。そして1980年代より PLO に代わりヒズボラがイスラエル占領軍に敵対する武装勢力の中心となっていった。そしてイスラエル軍は、1990年代において1993年そして1996年の2度にわたって大規模にヒズボラに対して軍事攻勢をかけている。(それぞれ Operation Accountability と Operation Grapes of Wrath と呼ばれている。) 特に1996年の攻撃においてイスラエル軍は、同年5月7日、UNIFIL 駐屯地に砲撃を加え、101名のレバノン人避

難民が死亡した。国連のガリ事務総長は「砲撃は技術上の誤りではなさそうだ」との見解を盛り込んだ報告書を安全保障理事会に提出した。³⁶ このイスラエル軍のヒズボラ要地への砲撃の結果、350,000-500,000人のレバノン市民が避難民となった。

その後イランやシリアから財政及び軍事援助を受けているヒズボラは勢力を強めていった。そしてついにイスラエル軍は、ヒズボラからの勢力に屈服した形で、2000年5月24日南レバノンから完全に撤退した。そしてイスラエル軍の撤退後、SLAは解体を余儀なくされた。2001年1月国連のアナン事務総長は、UNIFILの3つのマンデートのうち「イスラエル軍の南レバノンからの撤退を監視する」および「レバノン政府の南レバノンにおける実効力のある権威の回復を援助する」の2つが遂行されたと表明した。³⁷ そしてそれに伴いUNIFILの兵力も次第に減少して行き、2006年7月には1,990名ほどまでになった。その後UNIFILは国連PKOの中でも成功した事例として広く一般的に捉われるようになった。

しかし実際には、イスラエル軍の撤退後、南レバノンを支配してきたのはレバノン政府軍ではなくヒズボラであった。ヒズボラはイスラエルを標的にしたロケット弾を約10,000発所有しており、その設立以来一貫してイスラエルとのゲリラ戦争、あるいはテロリスト戦争を繰り広げてきた武装集団である。つまりイスラエルが去ってもヒズボラが入ってきただけと考えることができる。そしてイスラエルの南レバノン撤退後も、継続的にイスラエルに対して敵対行為を行っており、そのような事実からもUNIFILが「レバノン政府の南レバノンにおける実効力のある権威の回復を援助する」というマンデートを遂行したとは言い難い。

そして、先述したように2006年7月12日、イスラエルは、ヒズボラとの再度の戦闘に突入した。7月13日イスラエル軍は、南レバノンに大規模な空爆を行い、道路や橋などの30の施設を破壊した。そしてこの空爆の直前には、ヒズボラによる拘束でイスラエル兵士3人が過激派に捕らわれたことになり、イスラエル国内では指導者に事態打開を求める声が強まっていた。³⁸ このイスラエルの空爆および地上戦は、表面上は3名のイスラエル兵の拉致問題が原因となっているが、実質は2000年、ヒズボラに追い立てられるかのように、屈辱的に南レバノンから撤退せざるを得なかったことに対する報復であったことは言うまでもない。すなわち、UNIFILで唯一遂行されたと考えられていた「イスラエル軍の南レバノンからの撤退を監視する」というマンデートも、実質的には南レバノンの情勢を鑑みると、必ずしも遂行されたとはいえない。

28年間にわたって駐留し続けたUNIFILは、2006年7月31日ようやくその任務を終了する計画であった。しかしこのイスラエル軍の突然の南レバノンへの再度の侵攻により、その計画は振り出しに戻った形となった。そして同年8月11日に採択された国連安全保障理事会決議1701は、UNIFILを現在の約2,000人から15,000人に大幅増員する

と明記した。

7. 結論：UNIFIL 初期の活動状況と現在のレバノン情勢の関係と今後の国連 PKO のあり方

UNIFIL は、本論で述べたように 1978 年の設立以来、様々な苦境に立たされてきた。そして特に設立初期（1978-1982 年）という、国連 PKO の活動でも重要な時期においては、国連安保理決議 425 で採択された UNIFIL の 3 つのマンデートを遂行するには程遠いような状況であった。それは、何より国連事務総長自ら定義した、UNIFIL の任務を効果的に遂行するために 3 つの条件を活動初期から満たしていなかったことが一番顕著な原因であったと言える。すなわち、UNIFIL は安保理常任理事国の中でも、ソ連や中国から賛同を得られなかったばかりでなく、その提唱国のアメリカでさえもその設立に熱狂的ではなく、むしろ同時代に行われてきたイスラエル・エジプト間のキャンプ・デービッド交渉が頓挫しないための応急策として UNIFIL を提唱したのである。また UNIFIL は、関係政府や武装集団から十分な協力を得ていたわけではなく、むしろイスラエル、PLO 双方は、UNIFIL に敵対意識の感情さえ抱いていた。実際に UNIFIL 駐屯地に対する攻撃や UNIFIL 兵士に対する威嚇・敵対行為は後を絶たなかった。一般に国連 PKO の兵士が、自己防衛のみの最小武装が可能なくとも、彼らが中立な仲介者として関係武装勢力から信頼を得られ、国連という権威ある組織からの派遣者として大きな尊厳を得ているからである。しかし UNIFIL の兵士たちは、関係政府や武装勢力からそのような信頼も尊厳も勝ち得ていなかった。すなわち UNIFIL は、その任務が要求する最低限度の条件を最初から満たされることなく、すなわちそのマンデートを遂行する見込みのないところに、あえて政治的な理由のために即興的に設立されたと結論付けることができる。すなわち、UNIFIL の失敗は、オペレーション上の失敗というより外交上あるいは政治上の失敗と言える。またよく言われているように、「地域もしくは国家間の紛争は、PKO というオペレーションが解決するのではなく、政治的に解決を図らなければならない」ということも UNIFIL のケースを見て再認識させられる。

先に述べたが、国連 PKO は国連という権威ある国際組織から派遣された組織であり、その「関所」を破壊し、停戦状況を破棄して敵対する国家や武装集団に攻撃を仕掛けるということは、国際社会から大きな批判を受けるべき、また国際法上許されない行為である。しかしイスラエルは、南レバノンに駐留する武装組織に 1978 年に進行し（Operation Litani）、その後 UNIFIL が設立された後も、1982 年（Operation Peace for Galilee）、1993 年（Operation Accountability）、1996 年（Operation Grapes of Wrath）、そして今回の 2006 年と合計 5 回も国連 PKO を無視するかのような軍事侵攻を決行している。イスラエル政府の UNIFIL に対する不信感は、その政治家たちのコメントからも明瞭である。

残念なことだが、UNIFIL は私にとってはジョークに過ぎない。UNIFIL が 26 年間もそこ (南レバノン) にいても、レバノンとの国境間で衝突が絶えないではないか。(2006 年 7 月 20 日、イスラエル、ラビノビッチ国連大使のコメント)³⁹

我々は、役に立たず、助けにならない UNIFIL に好感が持てない。現状を直視するがよい。UNIFIL が南レバノンにおいて、イスラエルに対する (アラブ側からの) 最初の攻撃を阻止したような努力を特別に行ったなんて聞いたことがあるか。(2006 年 8 月 2 日、イスラエル、オルメルト首相のコメント)⁴⁰

これを翻って考慮すれば UNIFIL 初期の活動状況の未熟さがそれ以降のイスラエルの横暴振りを許している結果になってしまっていないであろうか。確かに国連 PKO は、「合意」「中立」「最小限の武装」を 3 原則にした「国連憲章 6 章半」の活動としてスタートし、UNIFIL でも忠実にその原則に適合させてその任務にあたってきたといえる。しかし、UNIFIL の活動初期において、もう少し「国連憲章 7 章」に近いような強制措置を伴ったミッションであったら、その後の南レバノンの情勢は変わっていたのかもしれない。日本における PKO 研究の権威である香西茂は、UNIFIL において次のように結論付けている。

非強制的・中立的性格を基本とする平和維持活動は、全ての関係当事者の協力を必修の前提としてのみ機能しうるにもかかわらず、不幸にして、この前提は満たされず、レバノン紛争の国内的・国際的な多様な当事者間の衝突、抗争の中で、UNIFIL の任務の遂行は多くの障害に直面した。しかし、これは PKO の非強制的・中立的性格ゆえの、やむをえない限界であったといわねばならない。⁴¹

しかし香西氏が言うように、UNIFIL の現実には「やむをえない限界」であったのか。「平和維持 (peacekeeping) は、平和執行 (peace enforcement) とは異なった、別個のミッションである」という意見をよく聞かれる。また「平和執行は、国連ではなく NATO のような強力な軍隊を持った地域機構でおこなうべきだ」とも言われる。しかし一方で、「UNIFIL は、国連憲章 6 章に基づいた平和維持活動だから何度も何度もイスラエルの南レバノンの軍事侵攻を見逃すことも仕方ない。これはやむをえない限界だ。」という結論には達するべきではない。

現実的には「合意」「中立」「最小限の武装」という PKO3 原則、さらにこの論文でも扱われた PKO の任務を遂行するための諸条件である「国連安全保障理事会からの信頼や支持」「関係政府及び各派武装勢力から十分な協力」「社会に調和し、実効力のある軍事部

隊」、これらを全て完璧に満たすことは極めて困難であるといわざるを得ない。そもそもこのような原則や条件が容易に整わないからこそ、厄介な紛争問題であり、よって国連という第3者の力が必要になっているはずである。であるから、ここにあげたPKOの原則や諸条件が「どの程度」満たされるかによって、PKO任務に関する強制力や強健性が変わっていくべきなのであろう。UNIFILにおいては、このPKO原則や諸条件の(非)適応性と、実際のオペレーションレベルでの強制力や強健性のバランスが取れていなかったのである。これからのPKOは国連憲章6章だから非武力行使で、7章だから平和執行をすべきである、という短絡的な考えは望まれない。

そのような見地から、2000年8月に国連から発表された、いわゆる「ブラヒミレポート」では、これからの国連PKOも「強健なもの(robust)」になっていくべきである、⁴²という考え方は、現在のポスト9.11の時代において十分に正統性があると考えられる。さらに2004年12月に発表された国連のアナン事務総長のハイレベルパネルからの報告書では、昨今論じられている国連憲章6章と7章の差は、誇大化されており、国連憲章6章のオペレーションでもそのミッション全体を守るための武力行使は認められるはずだという見解がなされている。⁴³この見解もこの論文の趣旨に沿っていると考えられる。

よって、昨今のイスラエルのヒズボラ攻撃に対して国連は真摯に受け止め、これまで南レバノンに駐留し続けたUNIFILに対して総括すべきである。2006年8月11日、国連安全保障理事会決議1701において採択された、UNIFILの現在の約2,000人から15,000人への大幅増員に関しては、現行の国連憲章6章に基づいた行動でも、6章の内容に盲目的にならないような政策が必要であろう。具体的には、旧ユーゴスラビアで行われた、NATO軍によるImplementation Force (IFOR, 1995-1996)に近いようなミッションが良いのではないか。その事が、さらなるイスラエルの南レバノンへの軍事行動を阻止することへ繋がるに違いない。

中東地域のような国際紛争上、最も解決困難な地域においては、過去においてUNEF I、UNEF II、UNDOF、そしてこのUNIFILをはじめ国連PKOがその役割を果たしており、今後このような地域においていかに効果的に国連ミッションを成功させるかは、今回のようなUNIFILのケースを基にして、十分に議論していくべきである。

注

- 1 Skogmo B. *UNIFIL: International Peacekeeping in Lebanon, 1978-1988* (Boulder: Lynne Rienner, 1989), p.69
- 2 Pogany I. *The Arab League and Peacekeeping in the Lebanon* (Aldershot: Avebury, 1987), pp.54-55
- 3 The United Nations, *The Blue Helmet: A Review of United Nations Peace-keeping, Second Edition* (New York: United Nations, 1990), p.111
- 4 Erskine E. A. *Mission with UNIFIL* (New York: St. Martin's, 1989), pp.16-17

- 5 Ghali M. “United Nations Interim Force in Lebanon: 1978-Present” in Durch W. J. (ed.) *The Evolution of UN Peacekeeping* (New York: St. Martin's, 1993), p.186. ソ連は、1986年4月新大統領ミカエル・ゴルバチョフ (Mikhail Gorbachev) の「新思考」により、PKO そのものに対する政策を改め、延滞金を支払い始めた。
- 6 The United Nations, *The Blue Helmet: A Review of United Nations Peace-keeping, Second Edition*, p.115
- 7 James A. “Painful Peacekeeping: the United Nations in Lebanon 1978-82”, *International Journal*, Vol. 38, No. 4, October 1983, p.619
- 8 UN Document S/12845 “Report of the Secretary-General on the United Nations Interim Force in Lebanon for the Period 19 March to 13 September 1978”, 13 September 1978, para. 27
- 9 UN Document S/12611 “Report of the Secretary-General on the Implementation of Security Council Resolution 425 (1978)”, 19 March 1978
- 10 UN Document S/13026, 12 January 1979, paras. 27-28
- 11 UN Document S/13691, 14 December 1979, para. 36
- 12 Ibid. para. 37
- 13 Erskine E. A. p.44
- 14 UN Document S/15194, 10 June 1982, para. 7
- 15 UN Document S/13025, 12 January 1979, para. 38
- 16 Skogmo B. p.59
- 17 Weinberger N. J. “Peacekeeping Operations in Lebanon”, *The Middle East Journal*, Vol. 37, No. 3, Summer 1983, p.353
- 18 United Nations, *The Blue Helmets, Second Edition*, p.136
- 19 James A. *Painful Peacekeeping: the United Nations in Lebanon 1978-1982*, p.631
- 20 Skogmo B. p.201
- 21 Weinberger N. J. p.345
- 22 Skogmo B. p.205
- 23 James A. *Painful Peacekeeping: the United Nations in Lebanon 1978-1982*, p.618
- 24 Skogmo B. p.9
- 25 James A. *Peacekeeping in International Politics* (London: Macmillan, 1990), p.340
- 26 Ghali M. pp.187-188
- 27 Skogmo B. p.350
- 28 Weinberger N. J. p.350
- 29 Heiberg M. “Observations on UN Peace Keeping in Lebanon”, Norsk Utenrikspolitisk Institutt, Working Paper No. 305, September 1984, p.33
- 30 Mackinlay J. *The Peacekeepers* (London: UNWIN HYMAN, 1989), pp.61-62
- 31 Weinberger N. J. p.344
- 32 Skogmo B. pp. 177-179
- 33 The United Nations, *The Blue Helmet: A Review of United Nations Peace-keeping, Third Edition* (New York: United Nations, 1996), p.101
- 34 Skjelsbaek K. and Ness M. H. “The Predicament of UNIFIL: Report on a Visit to Southern Lebanon and Israel, 1-11 November 1985”, Norsk Utenrikspolitisk Working Report No. 343, December 1985, p.17
- 35 UN Document S/17093, 27 February 1985
- 36 日本経済新聞、1996年5月8日
- 37 United Nations, *UNIFIL Fact Sheet*, Updated 24 July 2006
- 38 日本経済新聞、2006年7月13日
- 39 インターネット資料 <http://en.wikipedia.org/wiki/UNIFIL>
- 40 インターネット資料 <http://en.wikipedia.org/wiki/UNIFIL>

- 41 香西茂『国連の平和維持活動』有斐閣 1991年 320ページ
- 42 UN Document A/55/305-S/2000/809 “Report of the Panel on United Nations Peace Operations”, 21 August 2000
- 43 UN Document A/59/565 “Report of the Secretary-General's High-level Panel on Threats, Challenges and Change”, 2 December 2004, para. 213